

事 務 連 絡
平成25年10月28日

各 介護予防支援事業所 様

静岡県国民健康保険団体連合会

介護予防支援費請求における算定要件等の送付について

本会の事業運営につきましては、ご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、介護予防支援費請求のより一層の適正化を図ることを目的に、別添のとおり算定要件と留意事項を作成いたしました。

つきましては、送付いたしました資料をご確認いただき、今後のご請求についてご留意願います。

なお、資料のQ&Aについては、厚生労働省ホームページの介護保険関係資料より抜粋したものを掲載しております。

※厚生労働省ホームページ掲載箇所 介護サービス関係Q&A集

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/qa/index.html

※11月1日より、本会ホームページへも掲載を予定しております。

担当：業務部 介護保険課

TEL：054-253-5580

FAX：054-253-5589

初回加算

《算定要件》 新規に介護予防サービス計画を作成する場合

《留意事項》 『新規』とは、契約の有無にかかわらず、過去二月以上予防支援が算定されていない利用者に対し、予防サービス計画を作成した場合をいう

(例)7月に予防支援の提供があり、8月と9月において予防支援の提供がなかった場合は、10月の予防サービス計画作成時に初回加算の算定は可能である

<p>利用者が要介護者から要支援者に変更となった事例について、従前、ケアプランを作成していた居宅介護支援事業所が、地域包括支援センターから委託を受けて、新規に介護予防サービス計画を作成する場合、初回加算は算定できるのか。</p>	<p>初回加算については、介護予防サービス計画を新たに作成するに当たり、新たなアセスメント等を要することを評価したものであり、お尋ねの事例については、算定可能である。なお、この考え方については、居宅介護支援費に係る初回加算についても、共通である。</p>	<p>18.3.27 介護制度改革 information vol.80 平成18年4月改 定関係Q&A</p>
<p>介護予防支援業務を委託している居宅介護支援事業所が変更となった場合についても、初回加算を算定することができるのか。また、転居等により介護予防支援事業所が変更となった場合はどうか。</p>	<p>前者のケースについては、委託された居宅介護支援事業所は変更になっても、当該介護予防支援事業所としては初めて当該利用者を担当するわけではないので、初回加算を算定することができない。また、後者のように、転居等により介護予防支援事業所が変更となった場合については、介護予防支援事業所としては初めて当該利用者を担当するわけなので、初回加算を算定することが可能である。</p>	
<p>初回加算の算定要件である「新規」には、契約は継続しているが給付管理を初めて行う利用者を含むと解してよいか。</p>	<p>「新規」とは、初めて給付管理を行い、報酬請求を行う月について適用するものである。したがって、従前より、契約関係は存在していた利用者についても、初めて報酬請求に至った月において、初回加算を算定することが可能である。なお、この考え方については、居宅介護支援費に係る初回加算についても、共通である。</p>	
<p>契約期間が終了したものの、その翌日に、再度、契約がされた場合については、再度の契約時の際に初回加算は算定できるのか。</p>	<p>初回加算については、実質的に、介護予防支援事業所が、初めて、利用者に対する対応を行う際に、その手間等を評価するという趣旨であるので、契約が実質的に継続するようなケースについては、算定することはできない。</p>	
<p>初回加算において、新規に居宅サービス計画を作成する場合の「新規」の考え方について示されたい。</p>	<p>契約の有無に関わらず、当該利用者について、過去二月以上、当該居宅介護支援事業所において居宅介護支援を提供しておらず、居宅介護支援が算定されていない場合に、当該利用者に対して居宅サービス計画を作成した場合を指す。なお、介護予防支援における初回加算についても、同様の扱いとする。</p>	<p>21.3.23 介護保険最新情報 vol.69 平成21年4月改 定関係Q&A</p>

介護予防支援費の請求について

介護予防支援費は利用者に対してサービス利用票を作成し、利用実績があり、給付管理票を作成した場合に算定可能となっております。

静岡県国保連合会では、給付管理票と予防介護支援費の決定後、3ヶ月経過しているにもかかわらずサービス事業所からの請求がない場合、『居宅介護支援請求におけるサービス実施状況一覧表』の通知を発行しております。通知が届きましたら当該月のサービス利用実績の有無、決定済の給付管理票の内容の確認を行ってください。

実績確認	請求状況を確認	サービス事業所の処理頭末	居宅介護支援事業所の対応
実績あり	サービス事業所が、請求を一度も行っていない		サービス事業所に再請求を依頼する
実績なし	サービス事業所が請求を行ったが、支払いがない		サービス事業所に再請求を依頼する
	給付管理票の提出の必要がない月だった		給付管理票の記載漏れのため、『修正』を行う
	給付管理票に利用実績のない事業所を記載した		給付管理票を『取消』する(支援費も取消される) 給付管理票の記載誤りのため、『修正』を行う

さらに、給付管理票と予防介護支援費の決定後、6ヶ月経過しているにもかかわらず、サービス事業所からの請求がない場合には縦覧審査(点検)として、確認のため電話照会させていただいております。